(二)　集約都市開発事業等

(1)　集約都市開発事業（第九条～第一七条関係）

イ　計画区域内において、病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物及びその敷地の整備等に関する事業であって都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するものを施行しようとする者は、集約都市開発事業に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することができることとした。

ロ　市町村長は、イの認定の申請に係る集約都市開発事業が一定の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができることとし、当該認定を受けた場合における建築基準法の特例、当該集約都市開発事業の施行に要する費用の補助等を定めることとした。

(2)　低炭素まちづくり計画に駐車機能集約区域並びに集約駐車施設の位置及び規模に関する事項が記載されている場合における駐車場法の特例を定めることとした。（第二〇条関係）

(三)　共通乗車船券等

(1)　運送事業者が計画区域に来訪する旅客等を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとする旨を国土交通大臣に届け出た場合における鉄道事業法等の特例を定めることとした。（第二一条関係）

(2)　鉄道利便増進事業等（第二二条～第三〇条関係）

イ　低炭素まちづくり計画に鉄道利便増進事業等の内容及び実施主体に関する事項が記載されているときは、当該鉄道利便増進事業等を実施しようとする者は、鉄道利便増進実施計画等を作成し、これに基づき、当該鉄道利便増進事業等を実施することとした。

ロ　国土交通大臣は、鉄道利便増進事業等を実施しようとする者の申請に基づき、鉄道利便増進実施計画等が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定をすることとし、当該認定を受けた場合において鉄道事業法等の特例を定めることとした。（第二一条関係）

(四)　貨物運送共同化事業

(1)　低炭素まちづくり計画に貨物運送共同化事業の内容及び実施主体に関する事項が記載されているときは、当該貨物運送共同化事業を実施しようとする者（以下「共同事業者」という。）は、共同して、貨物運送共同化実施計画を作成し、これに基づき、当該貨物運送共同化事業を実施することとした。（第三二条関係）

(2)　国土交通大臣は、共同事業者の申請に基づき、貨物運送共同化実施計画が都市の低炭素化を促進するために適当なものである旨の認定をすることとし、当該認定を受けた場合における貨物利用運送事業法等の特例を定めることとした。（第三三条～第三六条関係）

(五)　低炭素まちづくり計画に樹木保全推進区域及び保全樹木等基準が記載されているときは、市町村又は緑地管理機構は、当該保全樹木等基準に該当する樹木等を保全するため、その所有者等と樹木等管理協定を締結して、その管理を行うことができることとし、当該協定の公告のあった後において当該協定に係る樹木等の所有者等となった者に対しても、その効力があることとした。（第三八条及び第四三条関係）

(六)　下水道施設からの下水の取水等に係る特例等

(1)　低炭素まちづくり計画に下水熱を利用するための設備を有する熱供給施設等の整備及び管理に関する事業の内容及び実施主体に関する事項が記載されている場合における公共下水道等の排水施設からの下水の取水等に係る特例を定めることとした。（第四七条関係）

(2)　低炭素まちづくり計画に都市公園等に設けられる非化石エネルギー利用施設等の整備に関する事業の内容及び実施主体に関する事項が記載されている場合における都市公園の占用等についての許可に係る特例を定めることとした。（第四八条及び第四九条関係）

4　低炭素建築物の普及の促進のための措置

(一)　低炭素建築物新築等計画の認定等

(1)　市街化区域等内において、低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとした。（第五三条関係）

(2)　所管行政庁は、(1)の認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が一定の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができることとし、当該認定を受けた場合における建築基準法の特例等を定めることとした。（第五四条関係）

(二)　低炭素建築物の容積率の特例を定めることとした。（第六〇条関係）

5　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二二二号）（外務省）

1　別表第一に定める在勤基本手当の額が二ある場合の適用について定めるため、第一条を改定することとした。

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　在クック及び在南スーダンの各日本国大使館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとし、別表第一の規定については四月一日から適用することとした。

◇構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令（政令第二二三号）（内閣官房）

1　準用河川の特定発電水利使用に関する河川法の特例については、構造改革特別区域法第三一条第九項の規定を準用することとした。（第五条関係）

2　内閣総理大臣が認定する構造改革特別区域においては、都道府県知事は、農産物の加工又は販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者としての農林水産大臣が定める基準を満たす者を農業改良助長法第八条第一項の普及指導員として任用することができることとした。（第六条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。